

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案要綱（労働者災害補償保険法の一部改正関係）

第二 労働者災害補償保険法の一部改正

一 派遣先の事業主等に対する報告、文書の提出又は出頭の命令

- (一) 行政庁は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（二一）において「労働者派遣法」という。）に規定する派遣先の事業主に対して、労働者災害補償保険法の施行に関し必要な報告、文書の提出又は出頭を命ずることができるものとする。

- (二) 行政庁は、船員職業安定法に規定する船員派遣（二二）において「船員派遣」という。）の役務の提供を受ける者に対して、労働者災害補償保険法の施行に関し必要な報告、文書の提出又は出頭を命ずることができるものとする。

二 派遣先の事業の事業場等への立入検査

- (一) 行政庁は、労働者派遣法に規定する派遣先の事業の事業場に立ち入り、関係者に質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができるものとする。

(二) 行政庁は、船員派遣の役務の提供を受ける者の事業場に立ち入り、関係者に質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができるものとする。

三 罰則その他所要の規定の整備を行うものとする。

第四 その他

一 施行期日

この法律は、平成二十一年十月一日から施行するものとする。ただし、第一の十一から十四まで、十五の一部、第三の一については平成二十二年四月一日から、第二の一(二)、二(二)及び三の一部については雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十号)附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行するものとする。

四 政府は、この法律の施行後五年を目途として、改正法の施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。